

高浜市多文化共生推進プラン



人と想いが
つながりつながるしあわせなまち
大家族たかはま



2024 to 2032

目次

ページ

第1章 計画の策定にあたって

- 1 策定の経緯 2
- 2 計画の位置づけ・期間 3

第2章 高浜市の現状

- 1 外国籍市民の現状 5
- 2 多文化共生に関するアンケートの結果 9
- 3 現状からわかる課題 15

第3章 多文化共生の実現に向けて

- 1 基本理念（計画が目指すまちの姿） 17
- 2 基本方針 17
- 3 成果指標 18
- 4 実現への取組み 19
- 5 各主体の役割 29

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の経緯

2 計画の位置づけ・期間



「多文化共生社会の実現」をテーマに市内小中学生が作成したポスター

1 策定の経緯

SDGs（持続可能な開発目標）の指針では、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現が掲げられており、地方公共団体においても、その理念に基づき事業を推進していくことが求められています。

2020年に実施された国勢調査における日本全国の人口の推移をみると、2015年と比べ、日本人が1.4%減少する一方で、外国人の人口が43.6%増加しています。本市においては、外国籍市民の人口割合が令和5年4月現在で全市民の8%を超えており、愛知県内でトップクラスの割合となっています。この先日本人人口が減少していき、外国人人口は増加していくことが見込まれる時代の中、本市では特にその課題が顕著となっていくことが予想されます。

本市では令和元年度より、日本語能力が十分でない外国籍市民が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、「地域日本語教室事業」を実施してきました。また、令和3年度より、外国籍市民への生活に関する情報発信、相談窓口、国際交流の場などとして「高浜市多文化共生コミュニティセンター」を開設するなど、多文化共生の実現に向けた取組みを行ってきました。

しかしながら、現状、地域住民と円滑なコミュニケーションを図ることができず、孤立してしまっている、また、言語の壁により生活の中で必要な情報を得られない、必要なサービスを十分に受けられないという外国籍市民も少なくありません。

高浜市に住む外国籍市民が地域の一員として安心して生活でき、国籍、年齢、性別などが異なる人々が互いの文化を理解しあうことができる地域社会の実現に向けて、「多文化共生推進プラン」を策定し、一層の多文化共生施策の推進を図ることとします。

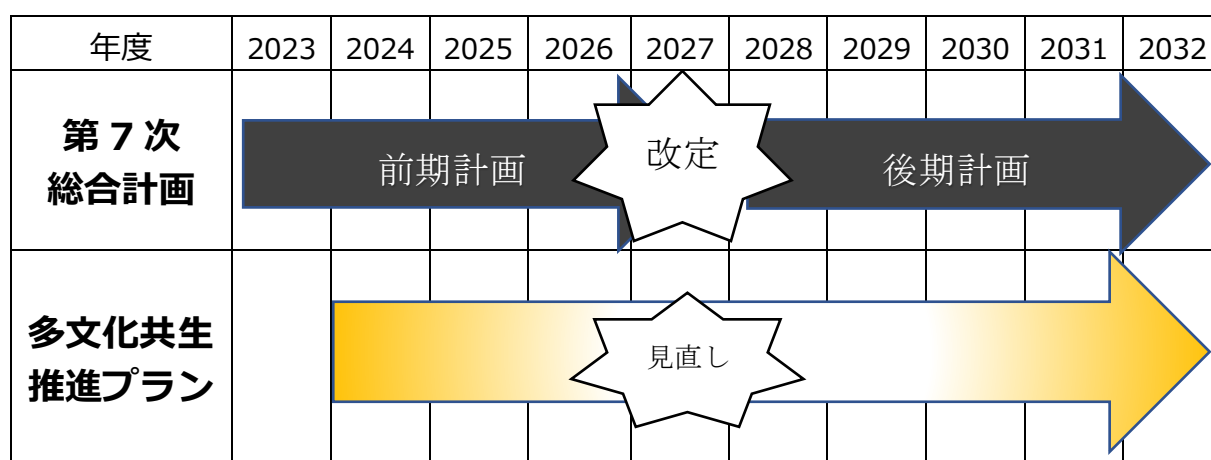
「多文化共生」とは

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。(総務省)

2 計画の位置づけ・期間

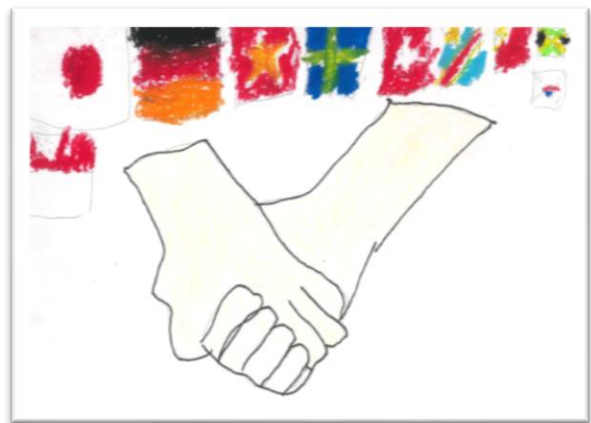
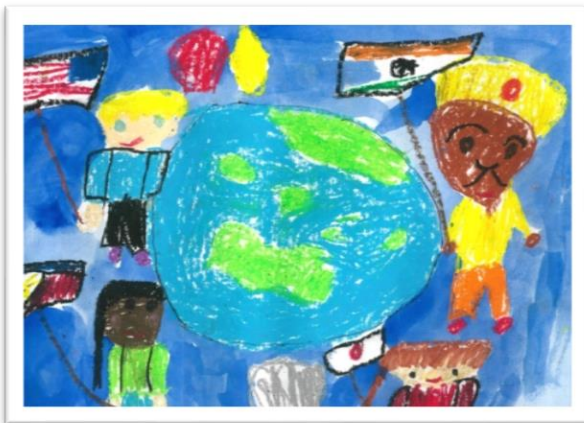
本計画は、第7次高浜市総合計画を上位計画とする個別計画として位置づけ、第7次高浜市総合計画に記載している、多文化共生にかかる考え方や施策を具体的にまとめたものです。

また、第7次高浜市総合計画の期間の終期に合わせ、2024年度から2032年度の9年間で計画期間としますが、社会情勢や外国籍市民を取り巻く環境の変化などに合わせて見直しを行います。



第2章 高浜市の現状

- 1 外国籍市民の現状
- 2 多文化共生に関するアンケートの結果
- 3 現状からわかる課題



「多文化共生社会の実現」をテーマに市内小中学生が作成したポスター

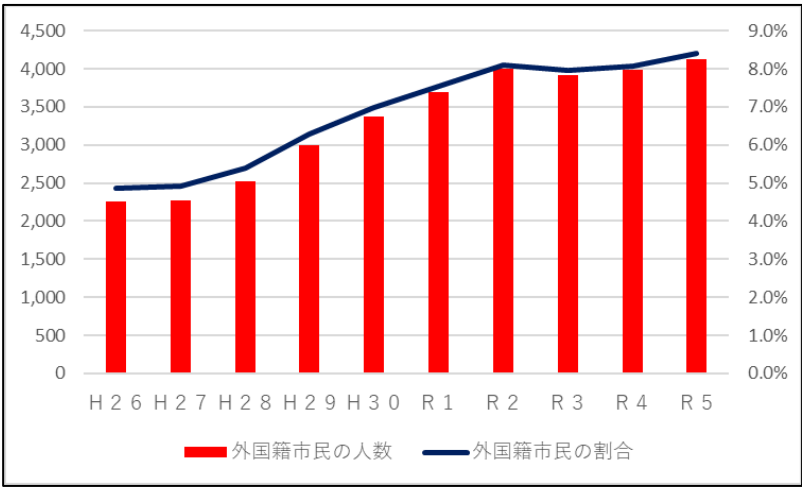
1 外国籍市民の現状

(1) 外国籍市民の人口推移

平成26年に2,251人であった外国籍市民の人口は、令和5年には4,130人となり、約83%増加しています。

令和3～4年はコロナウイルスの影響による入国制限のため転入者が減少し、それに伴い一旦人口が減少しましたが、令和5年には再び増加に転じています。外国籍市民の割合は本市の人口の約8.3%と県内自治体でトップクラスの水準となっており、今後も増加していくことが予想されます。

図1 高浜市の日本人と外国籍市民の人口の推移（各年4月時点）

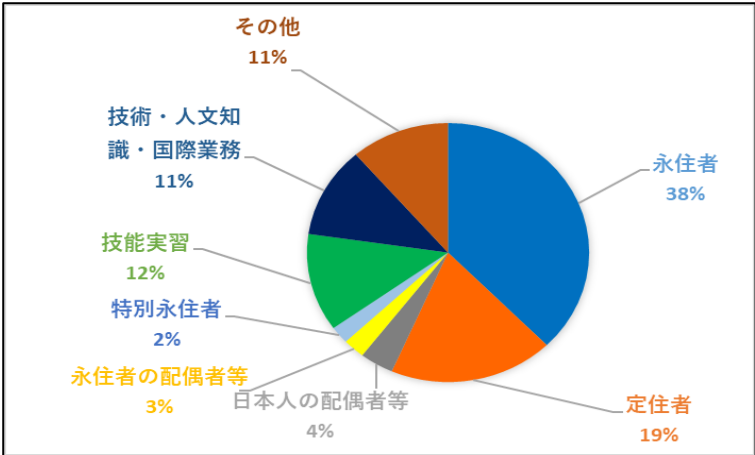


高浜市住民基本台帳より

(2) 在留資格別の人口割合

本市における在留資格別の外国籍市民の割合をみると、近年企業などで働く「技能実習」等が増加してきていますが、定住することが見込まれる「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「特別永住者」が全体の66%を占めています。

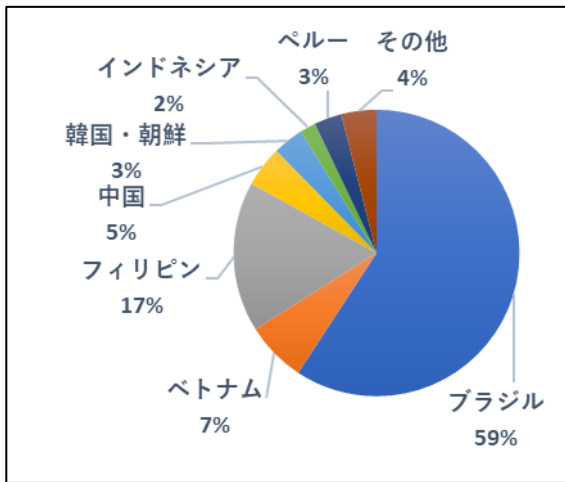
図2 在留資格別の外国籍市民の割合（令和5年4月時点）



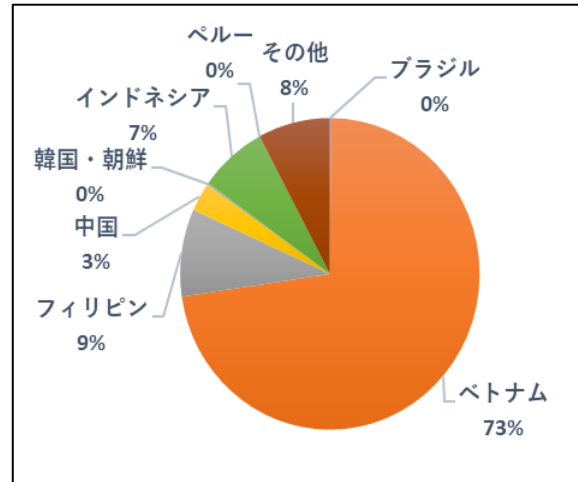
高浜市住民基本台帳より

図3 在留資格・国籍別の外国籍市民の割合（令和5年4月時点）

※1 移住資格



※2 活動資格



高浜市住民基本台帳より

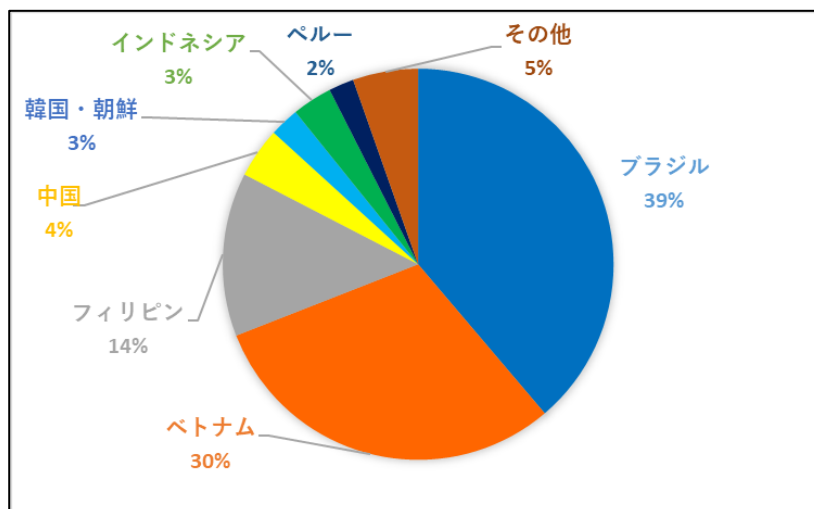
※1 在留資格が永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、特別永住者の人

※2 在留資格が移住資格以外の人

(3) 国籍別の人口割合・推移

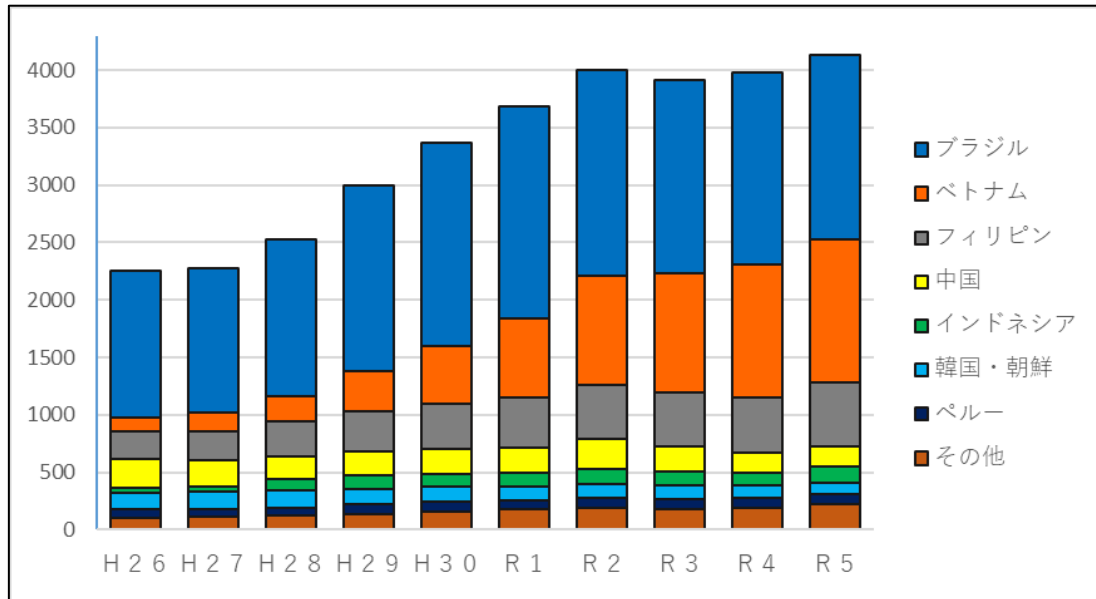
本市の国籍別の外国籍市民数は、ブラジル（1,602人）が最も多く、次いでベトナム（1,250人）、フィリピン（559人）となり、すべての国籍数は35か国と多国籍にわたっています。また、平成26年から令和5年にかけて、ベトナムが約1,025%増と10倍以上増加している一方、中国は約31%減少しています。

図4 国籍別の外国籍市民の割合（令和5年4月時点）



高浜市住民基本台帳より

図5 国籍別の外国籍市民数の推移（各年4月時点）

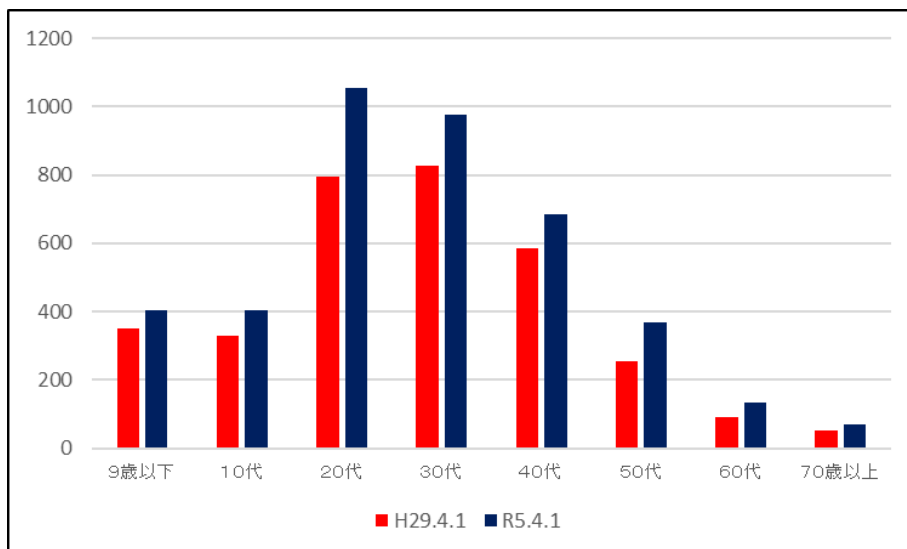


高浜市住民基本台帳より

（４）外国籍市民の年齢構成

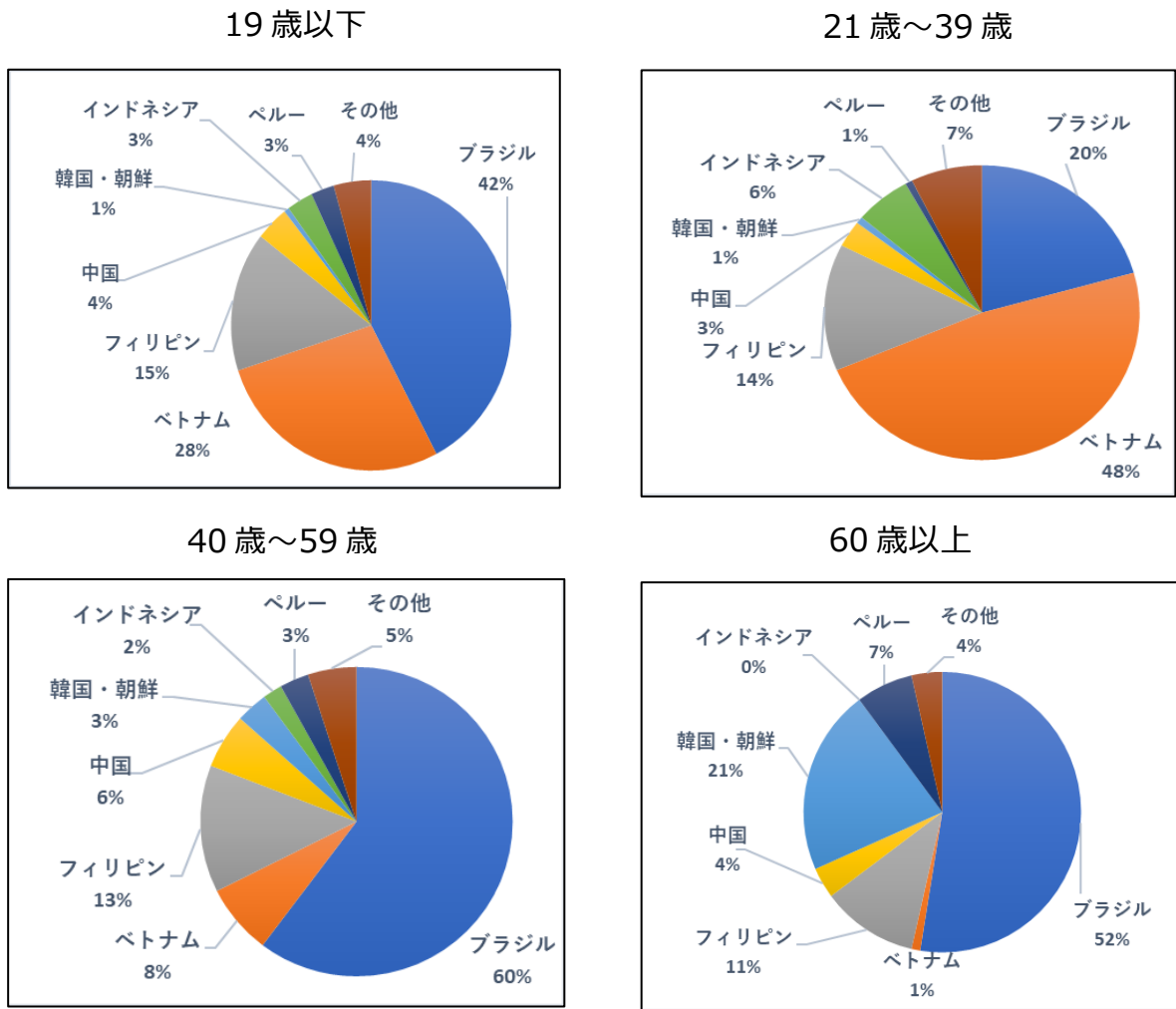
本市の外国籍市民の年齢層は、技能実習生等を多く受け入れていることから、20代から40代の人口が全体の70%近くを占めていますが、どの世代の人口も増加傾向にあります。

図6 外国籍市民の年代別人口の推移



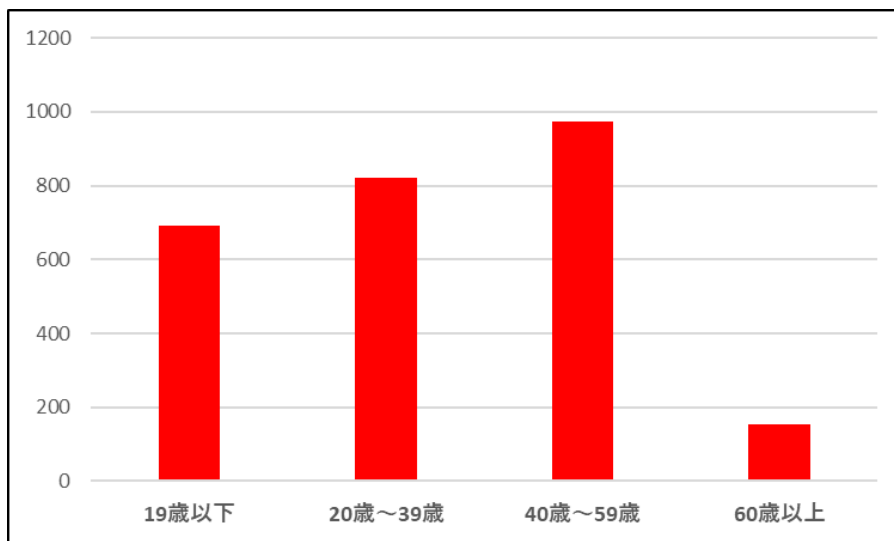
高浜市住民基本台帳より

図7 国籍別・年代別の外国籍市民の割合(令和5年4月時点)



高浜市住民基本台帳より

図8 移住資格を持っている外国籍市民の年代別人口(令和5年4月時点)



2 多文化共生に関するアンケートの結果

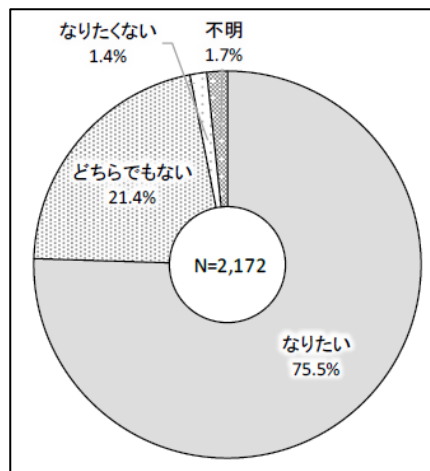
(1) 外国の人の生活や考え

【愛知県外国人県民アンケート調査】

(回答者数 2,187人 令和3年11月時点)

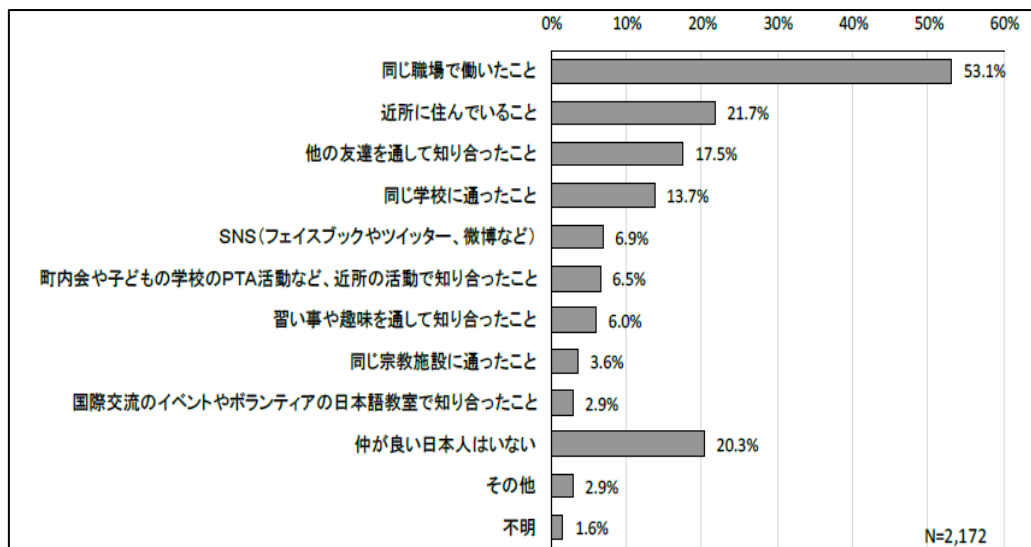
①あなたは日本人ともっと仲良くなりたいですか。

仲良くなりたいと思っている人が大半を占めており、仲良くなりたくない人はほとんどいないようです。



②あなたは現在仲が良い日本人とどのようなきっかけで仲良くなりましたか。

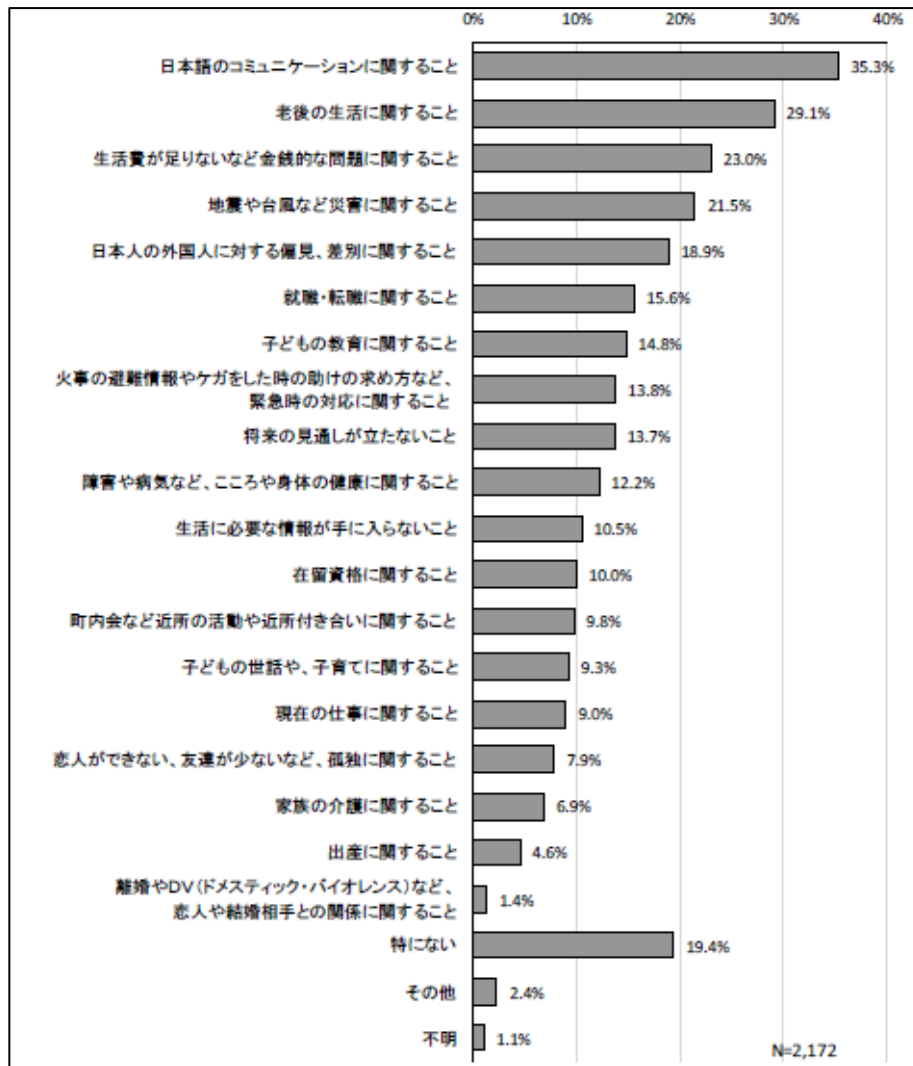
近所に住んでいることや近所の活動を通じて知り合ったことがきっかけで仲良くなることあるようです。しかし、職場が同じであること以外では仲良くなるきっかけが少なく、仲が良い日本人がいない人が20%もいます。



③あなたが、現在不安に感じていること、困っていることはありますか。

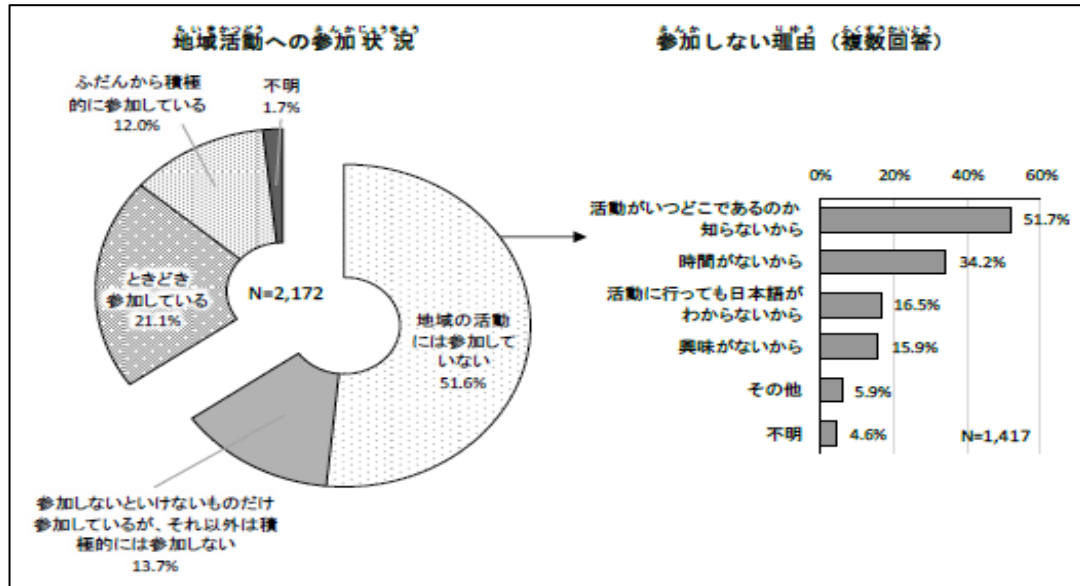
日本語のコミュニケーションをはじめ、将来のことや子どものこと、仕事のことや災害に関する事など生活のあらゆる場面で不安を感じている人がいます。

また、少なからず日本人からの偏見、差別に困っている人がいることがわかります。



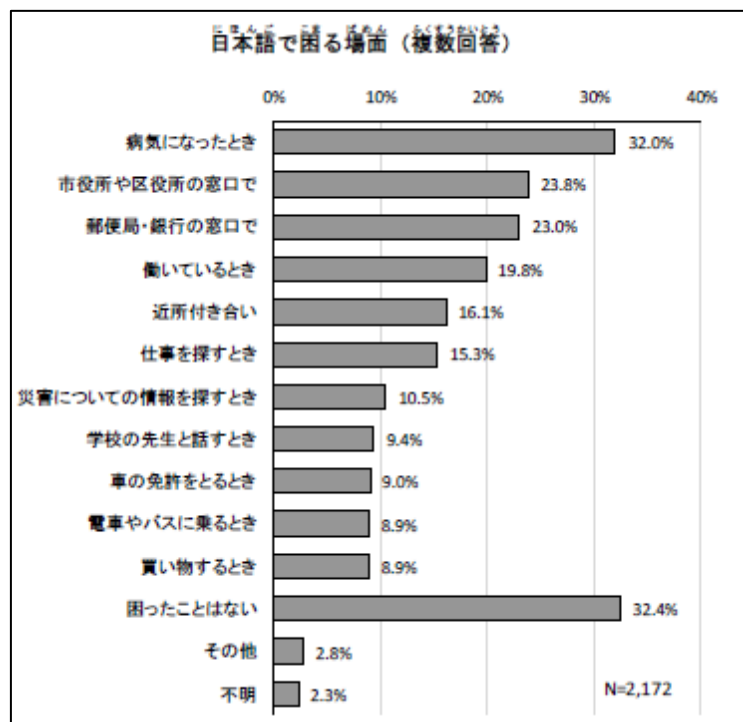
④あなたは近所の清掃作業やお祭り、団地の自治会など、地域の活動に参加していますか。

半数以上の人々が地域の活動には参加しておらず、その原因として、外国の人に活動の情報が入っていないことが考えられます。



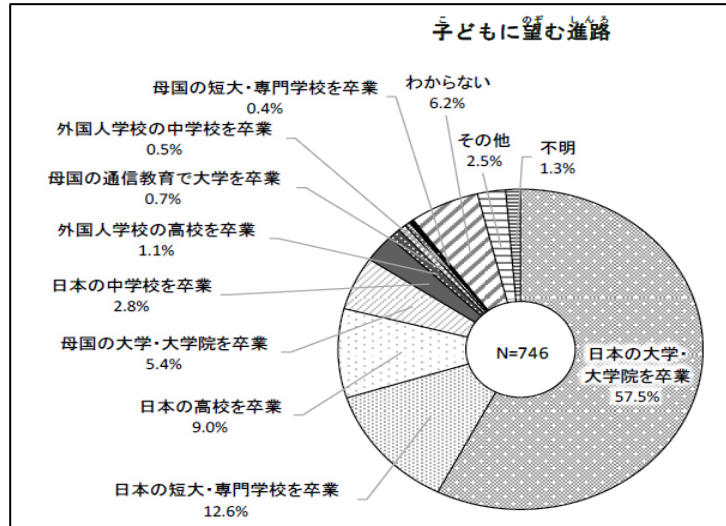
⑤あなたはどんな時に日本語で困りますか。

病気になったときに病院などでコミュニケーションが取れないことで困っている人が多いようです。また、窓口で各種手続きを行う際に書類などが難しく困っている人も多いようです。



⑥あなたは、子どもにどこまで進学してほしいですか。

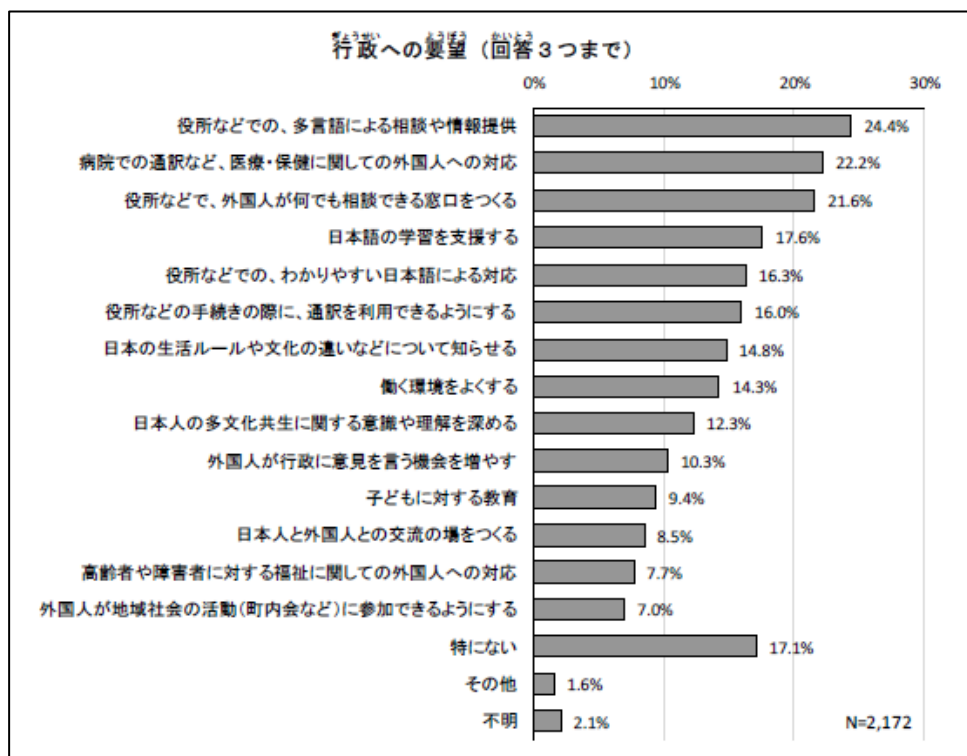
約70%の人が子どもに望む進路として、日本の短大・専門学校、大学・大学院を卒業してほしいと思っているようです。



⑦行政の取組みで、充実してほしいことは何ですか。

役所や病院における多言語の対応や日本語の学習支援など、言語に関する取組みを求める人が多いようです。

また、日本の生活ルールなどを知りたい、日本人と交流する場をつかってほしい、日本人の多文化共生に関する意識を深めてほしいという人も一定数いるようです。



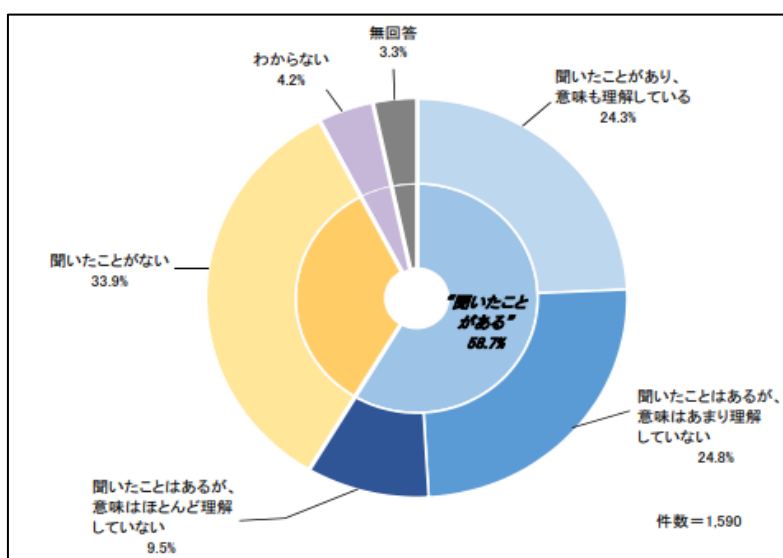
(2) 日本人の多文化共生に関する考え

【県政世論調査】

(回答者数 1,590人 令和3年11月時点)

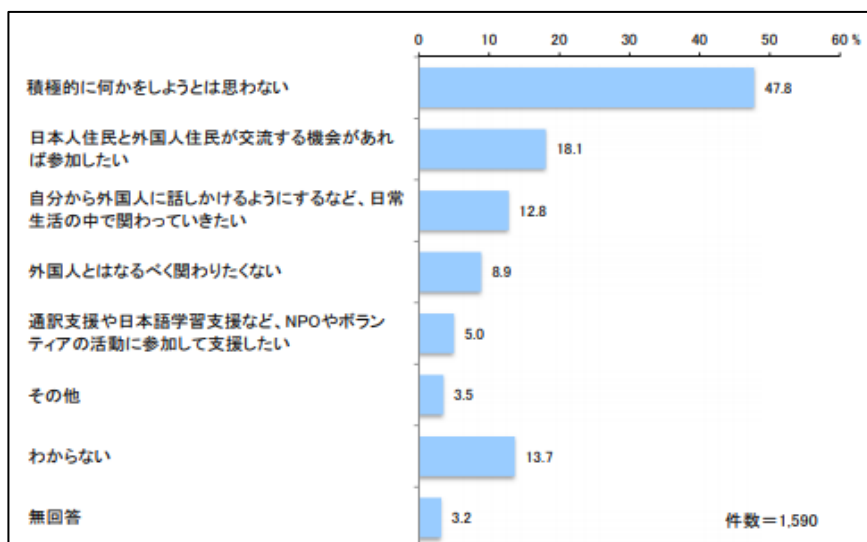
①あなたは、今までに「多文化共生社会」という言葉を聞いたことがありますか。

「多文化共生社会」という言葉を聞いたことがある人は半数以上いますが、意味を理解している人は約25%しかいないようです。



②今後、皆が安心して暮らすことができ、外国人も活躍できる地域社会にしてい くために、あなたはどうしたいと思いますか。

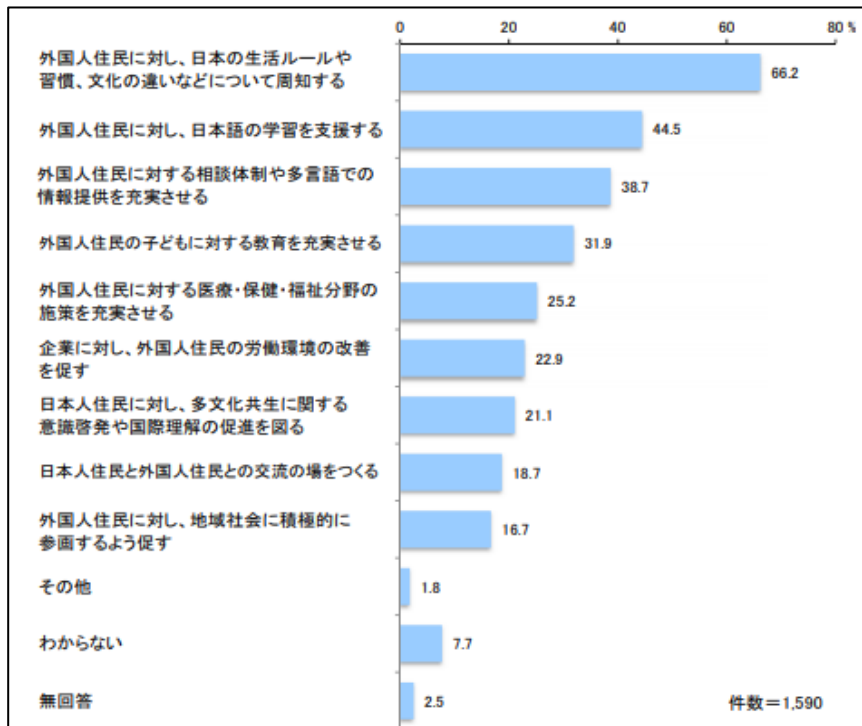
積極的に何かをしようと思わなくても、日常生活や機会があれば交流したいと考える人は一定数おり、関わりたくないと考えている人は少ないようです。



③日本人住民と外国人住民とが共に暮らしやすい社会にしていくために、県や市町村などは、どのような取組に力を入れるべきだと思いますか。

共に暮らしやすい社会にしていくためには、日本の習慣や文化の違いを外国籍市民に周知する必要があると考えている人が特に多くいるようです。

また、日本語学習の支援、子ども、医療・福祉、労働など生活のあらゆる場面での支援が必要であると考えられています。



3 現状からわかる課題

○外国籍市民の増加

現状から、過去10年間の高浜市の人口増加の要因が外国籍市民の増加によるものであることがわかります。今後は増々外国籍市民の人口割合は増加し、日本人住民が減少していくことが予想されることから、人口割合が10%（10人に1人が外国籍市民）に達することも遠い未来の話ではないと考えられます。

○多文化共生意識の向上

日本人と仲良くなりたいと思っている外国籍市民が大半を占めており、日本人も機会さえあれば交流したいと思っている人が多いことがわかりました。今後は、外国籍市民の割合が増加していくことが予想される中、外国籍市民を支援してだけでなく、お互いに助け合える関係を築いていかなければなりません。

そのために、外国籍市民が地域の行事などに参加する機会の創出、互いの文化や習慣を知る場を提供することで、市民の多文化共生意識の向上につなげていく必要があります。また、地域の活動を知らない外国籍市民が多くいるため、外国籍市民に伝わる情報発信方法も合わせて検討していく必要があります。

○サービス対象は全世代

今後、永住が見込まれる在留資格をお持ちの人の中では、40代～50代が最も多く、この方たちがそのまま高齢者になっていきますので、特に福祉サービスの対象者が増加していくことが見込まれます。

また、全世代で外国籍市民の人口が増加してきており、出産から介護まであらゆるライフサイクルにおける外国籍市民のための行政サービスの提供が、今まで以上に求められていきます。

○多言語対応及び日本語教育

市役所や医療機関における手続きで困っている外国籍市民が多いことから、各施設における書類や案内表示、発信する情報を多言語化またはやさしい日本語を用いていく必要があります。

また、日本語の学習支援のニーズも高いことから、日本に来て間もない外国籍市民が、生活に必要なコミュニケーションをとれるように、学校、地域における日本語教育を充実させていく必要があります。

第3章 多文化共生の実現に向けて

- 1 基本理念（計画が目指すまちの姿）
- 2 基本方針
- 3 成果指標
- 4 実現への取組み
- 5 各主体の役割



「多文化共生社会の実現」をテーマに市内小中学生が作成したポスター

1 基本理念（計画が目指すまちの姿）

☆市民がお互いの国籍や文化の違いを理解し、認め合い、外国籍市民も地域の一員として助け合い、活躍しています

多文化共生を推進していくためには、日本人・外国人という枠を外し、「市民」として認識していくことが重要です。しかしながら文化や考え方に関して、すべての市民を同様に考える必要はありません。市民にはそれぞれの文化や考え方があり、それらを尊重し合い、安心して生活していくことができる社会の実現を目指すべきです。

多文化共生社会は、短期間で実現できるものではなく、目指し続ける目標であると考えます。行政、関係団体・企業等、市民などが協力し、目指すまちの姿の実現に向けて、本計画で示す方針・取組みを推進していきます。

2 基本方針

I だれもが理解しあい、協力しあえるまちづくり

高浜市には多くの外国籍市民が住んでいるにもかかわらず、日本人市民と互いに交流をしている光景を目にする機会は少ないように感じます。外国籍市民が持つ多様性を地域が理解し、また外国籍市民が地域の文化を理解し、協力し合うことができる機会を作ることで、地域の成長につなげていきます。

II だれひとり取り残さないまちづくり

日本語が十分に理解できない外国籍市民は、言葉の壁により、生活する中で必要なコミュニケーションを上手くとることができず、孤立してしまうことがあります。日常生活に必要なコミュニケーションに困ることがないように、日本語教育体制の整備、多言語・やさしい日本語を活用した情報発信、相談体制の充実を図ります。

III だれもが安心して暮らせるまちづくり

高浜市で生活する外国籍市民が日本人市民と同様に、安心して出産・子育て、教育、労働、福祉などのライフサイクルを迎えられるよう、各施策を個別に考えるのではなく、行政、関係団体・企業等が継続的に支援し、連携した施策を推進していきます。

3 成果指標

本計画は第7次高浜市総合計画を上位計画とする個別計画と位置付けていることから、成果指標についても総合計画と連動したものとします。基本理念、基本方針の実現を目指し、下記の3つを2027年度までの成果指標とし、多文化共生の取組みを推進していきます。

| 目標の達成度を測る指標 | 現状値 (2022) | 目標値 (2027) |
|--------------------------------|---------------|---------------|
| 高浜市を住みやすいと思う外国籍市民の割合 | 92.7% | 90%台を維持 |
| 最近1年間で外国籍の方と何か一緒に活動したことがある人の割合 | 11.5% | 25% |
| 市の審議会等の委員となっている外国籍の方の人数 | 1人 | 10人 |

4 実現への取組み

(1) 施策の体系

多文化共生の実現に向け、3つの基本方針にもとづき、9つの分野で取組みを推進していきます。特に多文化共生の意識の啓発は、すべての分野において根底となる取組みとなります。

基本理念

市民がお互いの国籍や文化の違いを理解し、認め合い、外国籍市民も地域の一員として助け合い、活躍しています

基本方針

I
だれもが理解しあい、
協力しあえる
まちづくり

II
だれひとり取り残さ
ないまちづくり

III
だれもが安心して
暮らせるまちづくり

② 情報発信の充実

③ 窓口サービスの充実

④ 日本語学習機会の充実

⑤ 子育て・教育環境の向上

⑥ 労働・居住環境の整備

⑦ 福祉・健康サービスの提供

⑧ 災害時の支援体制の整備

⑨ 外国籍市民の社会参画

① 多文化共生の意識啓発

(2) 取組内容

取組項目① 多文化共生の意識啓発

外国籍市民が安心して暮らせるよう、様々なサービスの提供を行う必要がありますが、その根底には日本人、外国籍市民相互に多文化共生の意識があるかどうか非常に重要です。お互い違いがあるのは当たり前で、その違いを互いに認め合えるよう、多文化共生に対する意識の向上を図ります。

取組み内容

多文化共生の現状や取組みを定期的に紹介し、市民の意識啓発を図ります。

市の職員の多文化共生意識向上のため、窓口での適切な対応方法ややさしい日本語を学ぶための研修を実施します。

国籍を問わず気軽に足を運ぶことができる居心地のよい場所として、多文化共生コミュニティセンターを活用します。

様々な国の人々が自国の文化を紹介しあい、国籍を問わず交流できる場を定期的開催します。

関係団体と協力し、国籍を問わず食を通じて交流を行うことができる場を創出します。

国による習慣や文化の違いについて、わかりやすく市民へ発信します。

小中学生への多文化共生の意識啓発のため、学校の要望に応じてゲストティーチャーの派遣を行います。



【多文化交流の様子①】



【多文化交流の様子②】

取組項目② 情報発信の充実

外国籍市民が必要な情報を必要な時に受け取れるよう、行政情報やその他生活に役立つ情報を様々な媒体を用いて多言語、または「やさしい日本語」を用いて発信していきます。

| 取組み内容 |
|--|
| 市公式ホームページを多言語対応します。 |
| 外国籍市民への広報たかはまの認知、情報の取得につなげるため、電子的な発信、多言語対応を図ります。 |
| 外国籍市民に発送する大事な書類は、多言語またはやさしい日本語で通知します。 |
| 企業や学校、地域関係団体などとも連携し、外国籍市民への情報の発信を積極的に行います。 |
| 市公式 LINE の登録を推奨し、直接市の情報を個人に伝えられるようにします。 |
| 自動翻訳ができるよう、テキストデータによる情報発信に努めます。 |



【広報の多言語配信】



【市 HP の翻訳機能】

取組項目③ 窓口サービスの充実

外国籍市民が市役所などで行う手続きを速やかに行うことができるよう、窓口での通訳・翻訳サービスの充実を図ります。また、生活に関する相談を気軽に行うことができるよう、多文化共生コミュニティセンターにおいて外国籍市民に寄り添った対応を継続します。

| 取組み内容 |
|---|
| 市役所をはじめとする公共施設において、外国籍市民に積極的に話しかけ、やさしい日本語を利用して案内を行います。 |
| 市役所、いきいき広場において、通訳の適正な人員配置を行います。 |
| 多言語での対応が必要な窓口において、翻訳機器を設置します。 |
| 外国籍市民も簡単に各種手続きができるよう、ICT 技術の導入について調査研究を行います。 |
| 公共施設の利用案内や看板等の多言語化を図ります。 |
| 多文化共生コミュニティセンターにおいて、外国籍市民の多種多様な相談に対応できるよう、サービスの充実を図ります。 |



【窓口の多言語案内イメージ】



【高浜市多文化共生コミュニティセンター】

取組項目④ 日本語学習機会の充実

日本語を学習したい外国籍市民のニーズの高まりや、日本語も母語もたどたどしい児童が増加していることから、継続的に日本語を学習することができる機会を提供するとともに、地域において日本語を教える場、教えることができる人材の発掘に努めます。

取組み内容

日本語の学習を通して、日本人市民との交流、生活に関するルールを楽しく習得できる初期日本語教室を実施します。

小中学校の夏休み、冬休みの期間などに、継続して日本語に触れる機会を提供するため、こども日本語教室を実施します。

日本語講師を務めることができる人材を発掘し、地域で日本語教室を開催できる環境の充実に図ります。

企業と連携し、外国籍の従業員へ日本語教室の案内を行います。



【地域日本語教室の様子①】



【地域日本語教室の様子②】

取組項目⑤ 子育て・教育環境の向上

妊娠、出産から子育て期において日本人市民と同様に切れ目のないサポートを行なっていきます。また、発達・学習支援を必要とする外国籍児童の増加、進路指導、義務教育修了後の対応など、子育て・教育に関する課題は山積みとなっていることから、子育て関連施設・学校、保護者とコミュニケーションをとり、サポートを継続していきます。

| 取組み内容 |
|---|
| 親子で楽しく子育てに関する日本語や文化を学ぶことができる多文化子育てサロンを実施します。 |
| 母子手帳をはじめ、妊娠・出産・子育てに関する情報や書類を多言語化し、積極的に情報を発信します。 |
| 保健事業や乳幼児の健診などを安心して受けられるよう、外国籍市民にも寄り添った対応を図ります。 |
| 子育て関連施設において、必要に応じて多言語対応を図り、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整備します。 |
| 子どもたちが国籍に関係なく交流できる居場所として、多文化共生コミュニティセンターを活用します。 |
| 早期適応教室（くすのき）の実施により、日本に来て間もない外国籍の児童が学校に馴染める体制を整備します。 |
| 外国籍の子どもに関する進路、悩み事などの相談に対し、保護者、学校、子育て関連施設と連携して課題を解決していきます。 |



【母子手帳アプリ】



【早期適応教室（くすのき）の案内】

取組項目⑥ 労働・居住環境の整備

外国籍市民の適正な労働環境の確保は非常に重要な課題です。安定した就労及び労働意欲向上のため、関係機関との連携を図ります。また、外国籍市民が平等に市営住宅に入居でき、入居者が安心して暮らすことができるよう居住環境の整備に努めます。

取組み内容

ハローワーク等と連携し、外国籍市民の就業に関する相談に対応します。

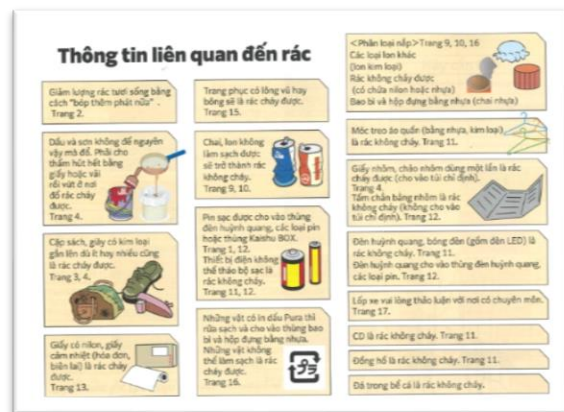
外国籍市民が日本のルールを守りながら安心して暮らしていただけるよう、生活環境に関する各種案内を多言語で対応します。

市営住宅の入居者を募集する際には、多言語で広く案内します。

市営住宅の入居者への相談や案内の多言語対応、入居者同士のコミュニティ形成のサポートを行います。



【ごみの捨て方に関する案内看板】



【ごみの分別の多言語案内】

取組項目⑧ 災害時の支援体制の整備

外国籍市民が災害に対する備えを行い、有事の際には適切な情報を入手し行動できるよう、防災に関する知識や意識の向上を図るとともに、行政や地域からの支援を受けられる体制を整備する必要があります。

| 取組み内容 |
|---|
| 外国籍市民に対し、体験を通じて楽しく防災について学ぶ機会を提供します。 |
| 関係団体と連携して、有事の際に対応できるよう準備します。 |
| 外国籍市民の防災訓練への参加を促進します。 |
| 地域における外国籍市民の防災活動の担い手となる人材を発掘します。 |
| 防災情報、災害時の情報が外国籍市民に届くよう、各団体と連携した情報発信を行います。 |
| 避難所における外国籍市民への効果的な情報伝達、通訳体制の整備を図ります。 |



【防災イベントの案内】



【防災体験の様子】

取組項目⑨ 外国籍市民の社会参画

外国籍市民が増加していく中で、今後は地域を支える担い手となっていくことが期待されます。そのためにまずは外国籍市民が積極的にまちづくりに携わるきっかけを提供し、地域で活躍できる人材の発掘を行う必要があります。

取組み内容

外国籍市民にも積極的に町内会への加入促進を行います。

外国籍市民にも積極的にまちづくり協議会の活動への参加促進を行います。

地域の行事などについて、多言語での情報発信に努めます。

市が開催する各種委員会等において、外国籍市民の登用を図ります。



【地域で開催された祭りの様子】



【多文化共生推進プラン策定委員会の様子】

5 各主体の役割

多文化共生の課題は、様々な分野にわたっており、行政だけで解決することは到底できません。県と市で連携を図るとともに、多文化共生関係団体、企業・事業所、子育て関連施設・教育機関、市民・地域団体が協力し合い、それぞれの役割を果たしながら一体となって、全体の課題解決に取り組んでいく必要があります。

①市（行政）の役割

本計画に掲げる基本方針に基づき、外国籍市民に対しても日本人市民と同様の水準で各種行政サービスを提供するため、庁内での連携はもちろん、関係団体・企業等との情報共有や協働を図ることで多文化共生を推進していきます。また、国や県が実施している外国人支援サービスについて情報収集を行うとともに、適切に対象者へサービスが行き届くよう、情報発信に努めます。

②多文化共生関係団体に期待する役割

多文化共生関係団体がこれまで培ってきた専門知識、経験、ネットワーク等を活かした外国籍市民の支援、地域で活躍できる人材の育成、また、行政、地域の多文化共生に関する取組みのサポートなど、様々な活動が期待されます。

③企業・事業所に期待する役割

企業・事業所は、外国籍市民の雇用にあたっての労働関係法令等を遵守することはもちろん、外国籍市民が働きやすい環境を整備するため、やさしい日本語の活用、日本語学習への配慮、地域や生活に関するルール等の説明などを実施することが期待されます。また、災害時において雇用者が孤立しないように対策を講じる必要があります。

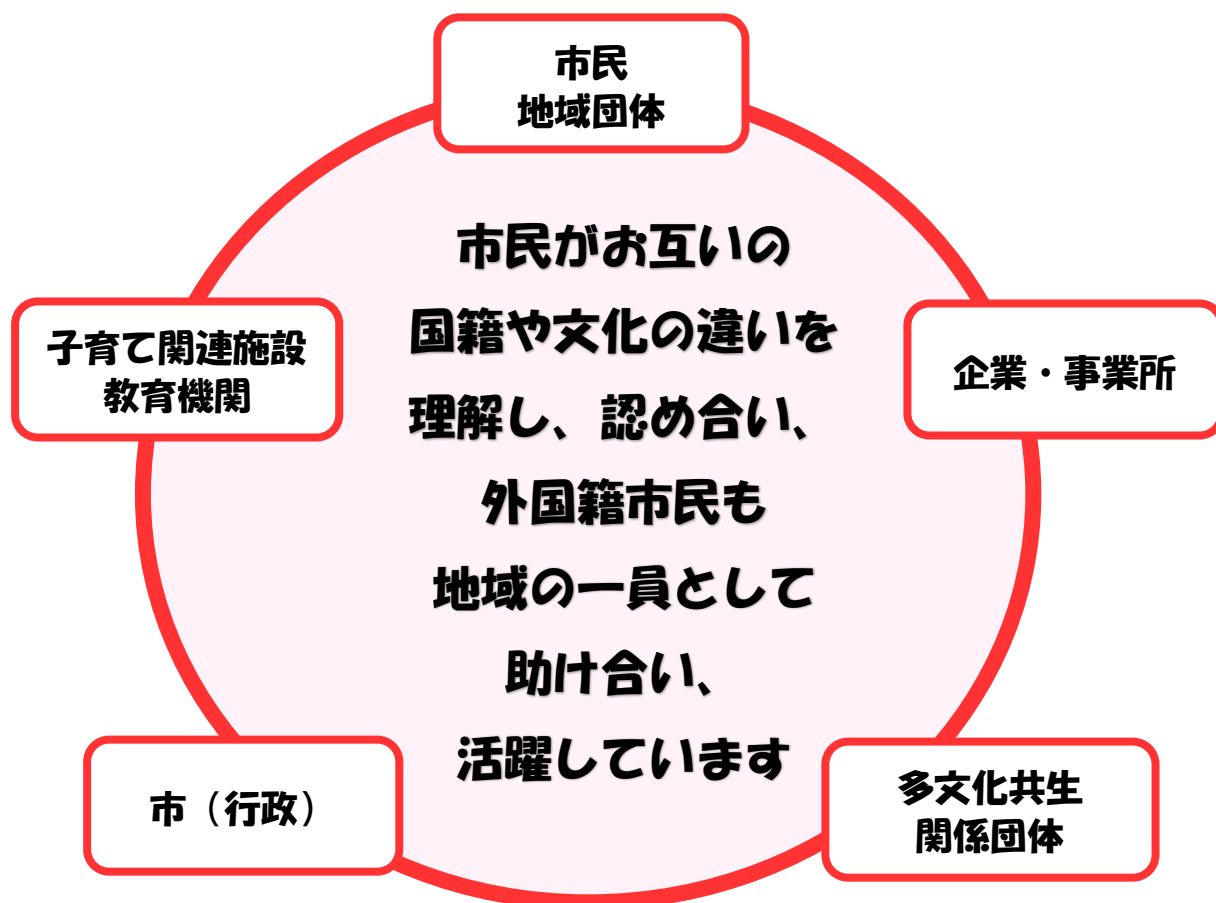
④子育て関連施設・教育機関に期待する役割

子育て関連施設や教育機関は将来を担うこどもたちに対する多文化共生の意識づくりを行う場として、重要な役割が求められます。また、外国籍のこどもが小学校や中学校に適応できるよう、日本語学習指導や学習環境の充実を図ることが期待されます。

⑤市民・地域団体に期待する役割

外国籍市民に向けたサービスを提供し、地域や様々な機関をつなぐ役割を担うのは行政ですが、多文化共生社会を実現していくのは、市民ひとりひとりです。外国籍市民も日本人市民も、文化の違いや過去の印象による互いの偏見をなくしていくことはもちろん、その違いを受け入れ、認め合い、尊重しあう必要があります。

地域の団体は、国籍を問わず活動に参加できるよう情報を発信し、地域に住む外国籍市民の文化や個性を認めることで、相互理解の促進、地域の活性化につなげることができます。また、町内会やまちづくり協議会の防災活動への外国籍市民の参加を促進するなど、有事の際に助け合える関係の構築が期待されます。





高浜市多文化共生推進プラン 2024～2032年度

編集・発行 高浜市企画部総合政策グループ

住所 / 〒444-1398 高浜市青木町四丁目1番地2

TEL / 0566-52-1111

Mail / seisaku@city.takahama.lg.jp

発行年月日 2024年（令和6年）3月